

地主・経営者のための
情報マガジン

10
October

Agri Times

あぐりタイムズ / 2020 vol.183

20年以上の夫婦間で 民法上の優遇改正 配偶者の相続税上の特権と民法の改正



営業職に役立つ!

ゴルフの
心髄

相続で遺産分割が
長引いた場合の問題点

ラ・ラ・ラ
ランドマーク



~20年以上の夫婦間での民法上の優遇改正にも注目~

配偶者の相続税上の特権と 民法の改正



1 配偶者に対する相続税の優遇措置

以下の理由から相続税法では配偶者に対する優遇措置が用意されています。

- ① 配偶者の老後の生活保障
- ② 遺産の維持形成に対する配偶者の貢献の配慮
- ③ 同一世代間の財産移転であり、遠からず次の相続がおこり、
その際相続税の課税対象とされること

2 配偶者の税額軽減制度とは

相続税を計算するとき、配偶者には「配偶者の税額軽減」という制度があります。配偶者が実際にもらった正味の財産額が法定相続分（1億6,000万円に満たない場合には1億6,000万円）以下であれば、配偶者に相続税はかかりません。つまり、法定相続分を超えて相続をした場合でも、実際にもらった正味の財産額が1億6,000万円以下であれば税金はかかるないということです。もし相続人（包括受遺者を含む）が配偶者一人のみである場合は、財産額がいくらであっても、相続税はかかりません。

計算式

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{①と②のうち少ない金額}}{\text{課税価格の合計額}}$$

- ① 配偶者の法定相続分と1億6,000万円のうち多い金額
- ② 配偶者が実際にもらった正味の財産額

具体例 法定相続人：配偶者と子供1人の計2人。

遺産の基礎控除前の課税価格：2億円。

下記2つの場合での相続税額はそれぞれ表のようになります。

- ① 全財産を子が取得した場合 ② 配偶者が法定相続分を取得した場合

	相続人	取得した財産額	相続税の総額	配偶者の税額軽減額	各人の納税額
①	配偶者	0円	3,340万円	—	0円
	子	2億円		—	3,340万円
②	配偶者	1億円	3,340万円	1,670万円	0円
	子	1億円		—	1,670万円

配偶者の納税額が0円であることは変わりませんが、相続人全員の納税額合計は、②の場合が①の場合より1,670万円 (=3,340万円 - 1,670万円) 減少することとなります。

3 申告期限までに配偶者の相続分が決まらない場合

配偶者の税額軽減は、遺産分割などで配偶者が実際にもらった正味の財産を基に計算されます。そのため、相続税の申告期限までに分割が決まらない場合は、配偶者の税額軽減がないものとして相続税の申告・納税をしなければなりません。ただし、一定の手続きをとれば、分割が決まった後に「更正の請求」をして税額軽減を受けることができますので確実に手続きすることが重要です。詳細はP6 2をご覧ください。

4 二次相続での留意点

最初の相続で配偶者が多くの財産をもらい、この税額軽減の制度を利用すれば、税額はかなり抑えることができます。ただし、その後、配偶者に相続が発生した際に相続税の負担が却って重くなってしまう可能性があります。したがって、実際に分割する際は、将来の配偶者の相続（二次相続）も考慮して分割するように心がけられると良いと言われています。

5 民法の改正

民法の相続分野の規定が平成30年に改正されましたので、その中で配偶者に関する主なものを確認しておきましょう。

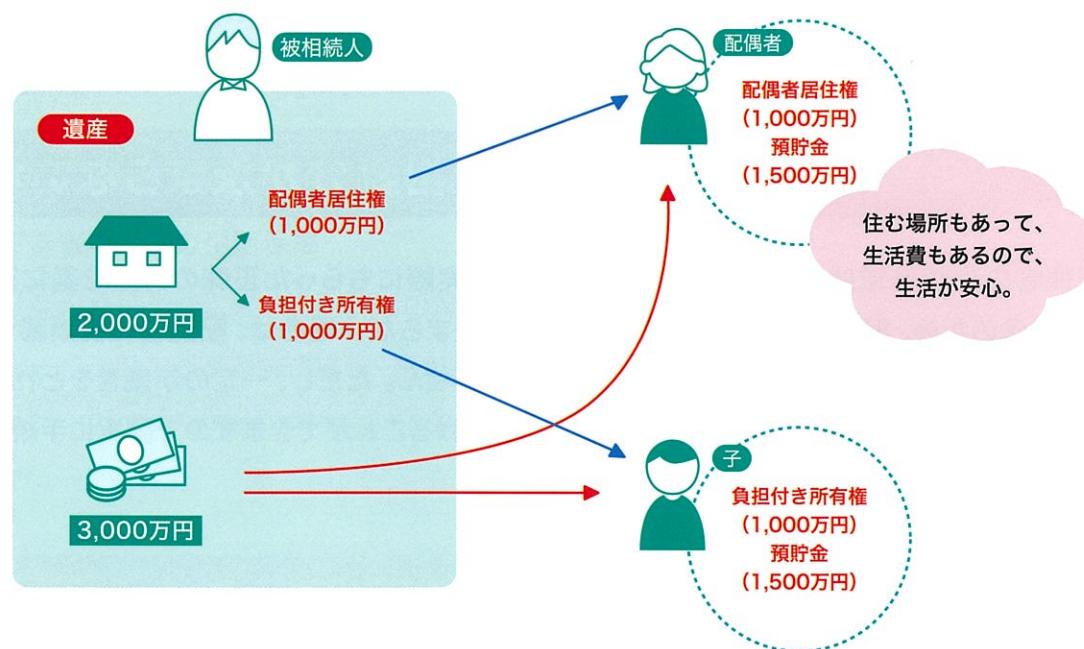
1 配偶者居住権

イ 概要

配偶者居住権は、配偶者の住まいや生活資金を保障するために創設された制度で、相続開始時に配偶者が被相続人所有の建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間無償で住み続けることができる権利であり、令和2年4月1日より施行開始されています。従来の建物所有権を、「配偶者居住権」と「負担（配偶者居住権）付き建物の所有権」とに分割されたものと考えます。

ロ 制度導入のメリット

居住権は所有権より低い額で評価されるため、実質的に預貯金など他の遺産の配偶者の取り分を増やすやすくなりました。また、終身配偶者居住権の場合は一生住み続ける権利も取得でき、安心です。



ハ 配偶者居住権の成立要件

配偶者居住権を取得するためには、以下のすべてを満たすことが必要です。

- ① 被相続人が所有する不動産であること（夫婦共有も可）
- ② 相続開始時点で配偶者（事実婚は不可）が居住していたこと（別居、施設入居は不可）
- ③ 遺産分割協議、遺言（死因贈与を含む）、家庭裁判所の審判のいずれかによって「配偶者居住権」を取得する旨を定めること

※遺言書の配偶者居住権に係る記述は令和2年4月1日以降に作成した遺言書に限り有効です。

2 婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

婚姻期間20年以上の夫婦なら、住居と敷地を配偶者に対して、生前贈与するか、又は遺言で贈与の意思を示していた場合（配偶者居住権も含む）、相続発生後に相続人間で遺産分割協議をする上で対象財産からその居住用不動産を外せるようになりました。配偶者の生活の安定を図るために注目したい措置でしょう。

ランドマーク便り メディア掲載情報



【日本経済新聞】

7月3日(金)朝刊 32面「路線価上昇、税負担ずり」に弊社代表税理士清田のコメントが掲載されております。



【日本経済新聞】

7月28日(火)朝刊36面「コロナで相続を考えた」2割にランドマーク税理士法人の調査結果、弊社代表税理士清田のコメントが掲載されております。

9月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

9月 不動産オーナーの相続税対策

9月16日 水 丸の内会場

14:00~15:00 TEL:03-6269-9996

税務無料相談会

9月16日 水 みなとみらい会場

14:00~16:00 TEL:045-263-9730

9月16日 水 湘南台会場

14:00~16:00 TEL:0466-86-7025

9月17日 木 川崎会場

14:00~16:00 TEL:044-589-4110

9月17日 木 池袋会場

14:00~16:00 TEL:03-5904-8730

9月17日 木 新宿会場

14:00~16:00 TEL:03-6709-8135

9月17日 木 町田会場

14:00~16:00 TEL:042-720-4300

9月17日 木 朝霞台会場

14:00~16:00 TEL:048-424-5691

9月17日 木 横浜会場

14:00~16:00 TEL:045-755-3085

こちらからお申込み受付中! ▶ <https://www.landmark-tax.com/seminar/>

清田のひとりごと



代表社員 清田幸弘

そろそろ、夏休みのスケジュールを決める時期になってまいりましたが、皆さまどのように過ごさになる予定でしょうか。今年の夏休みはステイホームで自宅で過ごす時間が多くなりそうですね。コロナウイルスが落ち着き、夏休み等の大きなお休みができた際には、行ってみたい遊園地があります。フランス西部の地方都市ナントの旧造船所にある「レ・マシーン・ド・リル（島の機械達）」と呼ばれる遊園地です。海底二万マイル等の著者でSFの父ジユール・ヴェルヌ誕生の地であり、その作品をモチーフとした巨大な動物、昆虫、海底動物等、様々な機械仕掛けのアトラクションが展示されています。中でも目玉は、巨大的な機械仕掛けの象に乗ることができます。機械象の大きさは、二階建ての建物を超す高さで、水をまきながらゆっくり歩き、観光ができるそうです。ちなみに機械を制作しているのは2000年頃に結成されたラ・マシンという劇団、ショーやクリエーターの集団です。日本でも過去、ラ・マシンの催し物は開催されていて象ではありませんが、2009年横浜の「開国博Y150」の催しとして横浜の赤レンガ倉庫をラ・プランセスという全長約15mの機械の巨大蜘蛛が水をまきながら行進しました。当時見に行き、機械蜘蛛の大きさに大変感動した記憶があります。（youtubeで見ることができます）フランスのナントは村おこしの一環で機械仕掛けの遊園地を作り、大成功を収めています。大人でも子供でも観に行きたい！と思えるものは成功するんですね。

相続で遺産分割が長引いた場合の問題点

Q

父が亡くなったため相続税の申告をしなければなりません。現在、遺産分割協議を進めている最中ですが、兄弟間でもめてしまい、遺産の分割が決定するまで時間がかかりそうです。この場合、相続税の申告をするにあたって何か問題はあるのでしょうか

今回は国税OBの
石丸がお伝えします!



A

法律上いつまでに遺産分割を行わなければならない、という決まりはありませんが、相続税の申告期限(相続開始の翌日から10ヶ月以内)までに分割が確定しない場合は、下記のとおり各種特例を受けられない、といったデメリットがあります。また、遺産分割が確定していない場合でも、相続税の申告は期限内に済ませなければなりません。

解説

1 分割が確定しない場合のデメリット

相続税の申告期限内に遺産分割が決まらなかった場合、不利になる点は以下のとおりです。

① 配偶者の税額軽減の特例が受けられない

配偶者の税額軽減の特例とは、被相続人の配偶者が相続した財産については、法定相続分（または1億6,000万円とのどちらか多い金額）以下である場合には配偶者に相続税がかからないという制度です。（P1参照）

② 小規模宅地等の評価減の特例が受けられない

小規模宅地等の評価減の特例とは、遺産のうち居住用や事業用に供されていた宅地等（適用要件あり）は以下の面積までその土地の相続税評価額を大幅に減額できる制度です。

相続開始直前における宅地等の利用区分		選択特例対象宅地等	限度面積	減額される割合	課税対象割合
被相続人等の事業用宅地等	事業用（貸付事業以外）	① 特定事業用宅地等	400m ²	80%	20%
	同族法人等（貸付事業以外）への貸付で一定の条件に該当する場合	② 特定同族会社事業用宅地等	400m ²	80%	20%
	貸付事業用（同族法人等への貸付で②に該当しない場合を含む）	③ 貸付事業用宅地等	200m ²	50%	50%
被相続人等の居住用宅地等		④ 特定居住用宅地等	330m ²	80%	20%

※選択する特例対象宅地等の組合せにより、限度面積の判定があります。

③ 農地の納税猶予の特例の適用が受けられない

農地の納税猶予の特例とは、農業を営んでいた被相続人から、農業の用に供されていた農地等を相続等により取得了農業相続人が、その農地等において引き続き農業を営む場合に、一定の要件の下に相続税額の納税を猶予するという制度です。

④ 相続税の物納ができない

相続税では、税金を金銭で納付することが困難な場合、一定の相続財産（有価証券や不動産等）を金銭に代えて納める「物納」が認められています。

⑤ 非上場株式等の納税猶予が適用できない

会社の後継者である相続人等が、相続等により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等に係る課税価格の80%又は100%に対応する相続税の納税が猶予されます。

2 「配偶者の税額軽減」「小規模宅地等の評価減」を遡って適用を受けるためには

この2つの特例については、次の手続きを行えば、適用を遡って受けることができます。

当初の申告時には、その分割の行われていない財産について、これらの特例の適用を受けることはできませんが、

① 相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出しておけば、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、分割が行われた日の翌日から4か月以内に「更正の請求」をすれば納めすぎた税金が還付されます。

② なお、相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されているなど一定のやむを得ない事情がある場合は、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出する必要があります。その申請につき所轄税務署長の承認を受けた場合には、判決の確定の日など一定の日の翌日から4か月以内に分割されたときに、これらの特例の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、分割が行われた日の翌日から4か月以内※に「更正の請求」を行う必要があります。

※ただし、配偶者の税額軽減については、申告期限から5年経過した日とのいずれか遅い日でよい。

3 分割期限の目安

遺産が未分割の場合、上記のような制度の適用が受けられないので、申告時に納付する税額総額が多額になってしまっていますので、申告期限内に遺産分割を決めてしまうのが一番です。ただ、それがどうしても困難な場合の目安を考えますと、②①の規定や、相続した財産を申告期限後3年以内に売却した場合の「相続税の取得費加算の特例」制度があることを考慮して、遅くとも申告期限後3年以内には遺産分割を決めるのが相続税法上有利といえます。

4 申告期限内に遺産の分割が決まらない場合の申告方法

相続税申告書の提出期限までに遺産の分割が決まらない場合は、民法で規定する相続分により、取得する財産と承継する債務の金額を計算し、期限内に申告をします。そして後日、分割協議が終わり次第、その内容に基づいて期限に注意して次のとおり申告することになります。

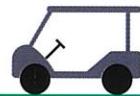
- 分割の決定により、1回目の申告時より税金が多くなった場合▶「修正申告書」を提出し、追加の税額を納めます。
- 分割の決定により、1回目の申告時より税金が少なくなった場合▶「更正の請求」をし、1回目に多く支払った税金を還付してもらいます。

5 遺言書の重要性

相続税の申告期限までに遺産分割が決定していない場合、相続税法上様々なデメリットがあるだけでなく、精神的、経済的な負担も大きくなりますので、円滑な相続をするためにも遺言書を作成しておくとよいでしょう。

営業職
必見!

ゴルフの 心臓



第25回

～テクニカルショット編～
“大丈夫です。打てますよ。”

ゴルフというスポーツは、その日の体調や気分、それに伴う運、不運があり、朝1打目のショットを放つてみなければどんな1日になるのか？期待あり、又なんて日だあ～なんて、世の中の不幸を一身に感じるような～色々なことが起きます。

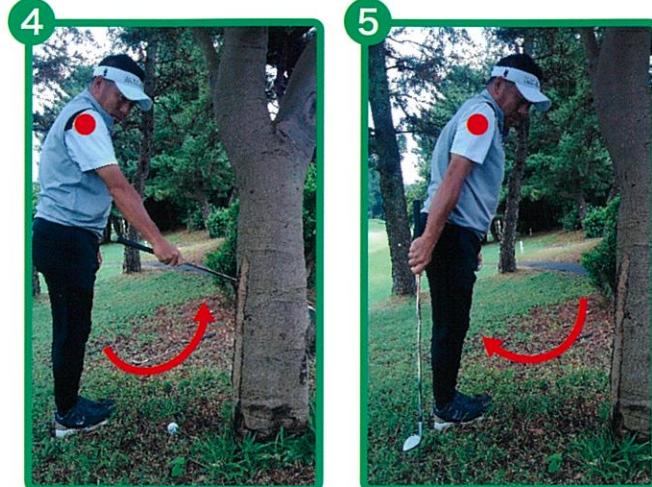
今回は、とてつもなくアンラッキーな場面なのですが、なんとかアンブレアブルの処置で1打罰払わずに、打っていけるやや変則的な打法を紹介いたします。

背面打法

例I ティーショット以降、ボールが林の中へなんて、調子の上がらない日はいつものことです。ところがなんと木の根本に①、アドレスはとれますか、ピン方向に打てそうもない状況です。そこで発想の転換です。必ず両手で打たなくとも良いわけなので、

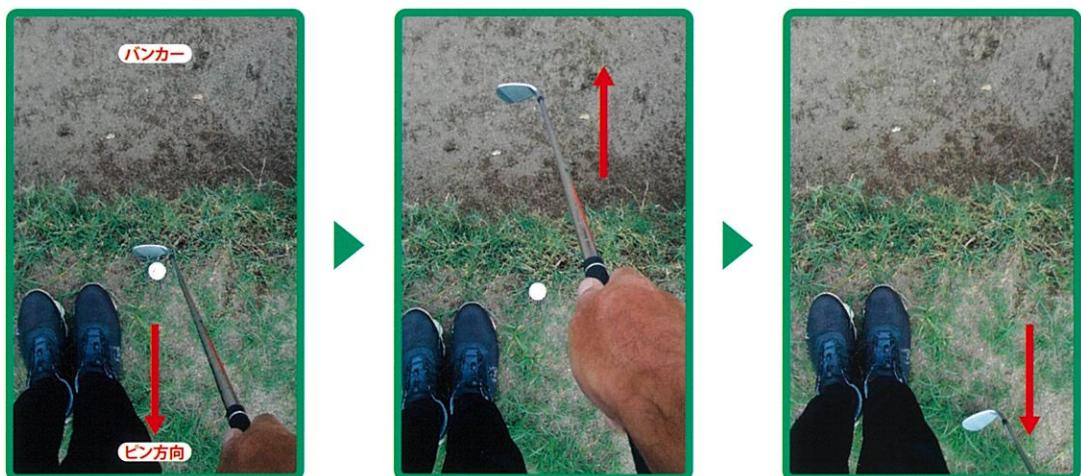


②③ 目標（ピン）に対して背中を向け、右手（利き手）でクラブを持ち、クラブフェースはひっくり返してセットします。グリップは目いっぱい短く持ちます。



④⑤ 肘、手首をやや伸ばしたまま、右肩を円弧の中心（●）のイメージで振り子のように前後に振ります。上手にヒット出来なくても、ピン方向に脱出することが出来ます。

例II バンカーのギリギリの縁に止まった場合、同じ要領で背面打法のアドレスをとります。



秘かに練習場で練習をして、
いざという時に軽々披露してください。
ゴルファー株急上昇間違いない！



戸塚カントリー倶楽部所属
落合 祐（おちあい ゆう）

昭和42年4月21日生まれ53歳 横浜市出身
日本プロゴルフ協会 テーチングプロA級